

## 放課後児童対策事業 委託料算定基準(令和4年度)

### ①子ども・子育て支援交付金(国・県)放課後児童健全育成事業 基準額(R4)

開設日数250日以上が対象

(単位:円/年)

基本額	児童数10～19人		児童数20～35人		児童数36～45人		児童数46～70人		児童数71人以上		
	基準額	2,554,000	基準額	4,676,000	基準額	4,676,000	基準額	4,676,000	基準額	2,917,000	
	基準人数	19	基準人数	36	基準人数	40	基準人数	45	基準人数		
	調整額	-29,000	調整額	-26,000	調整額	0	調整額	-67,000	調整額		
児童数	基本額	児童数	基本額	児童数	基本額	児童数	基本額	児童数	基本額		
	10	2,293,000	20	4,260,000	36～45	4,676,000	46	4,609,000	71以上	2,917,000	
	11	2,322,000	21	4,286,000			47	4,542,000			
	12	2,351,000	22	4,312,000			48	4,475,000			
	13	2,380,000	23	4,338,000			49	4,408,000			
	14	2,409,000	24	4,364,000			50	4,341,000			
	15	2,438,000	25	4,390,000			51	4,274,000			
	16	2,467,000	26	4,416,000			52	4,207,000			
	17	2,496,000	27	4,442,000			53	4,140,000			
	18	2,525,000	28	4,468,000			54	4,073,000			
	19	2,554,000	29	4,494,000			55	4,006,000			
			30	4,520,000			56	3,939,000			
			31	4,546,000			57	3,872,000			
			32	4,572,000			58	3,805,000			
			33	4,598,000			59	3,738,000			
			34	4,624,000			60	3,671,000			
			35	4,650,000			61	3,604,000			
							62	3,537,000			
							63	3,470,000			
							64	3,403,000			
							65	3,336,000			
							66	3,269,000			
							67	3,202,000			
							68	3,135,000			
							69	3,068,000			
							70	3,001,000			
加算等	区分					摘要					基準額
	開設日数加算額					基準額×(年間開所日数-250日) ※50日が限度					19,000
	長時間開設加算										
	(ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合)					基準額×(1日6時間を超え、かつ18時を超える時間)					407,000
	(イ)長期休暇分(1日8時間を超えて開設する場合)					基準額×1日8時間を超える時間					183,000
	障害児受入推進事業(1～2人)					1支援単位当たり					1,956,000
	障害児受入強化推進事業(3人以上)					1支援単位当たり					1,956,000
	放課後児童クラブ支援事業					1支援単位当たり(上限)					507,000

### ②市単独加算

(単位:円)

区分	摘要	基準額
入所者加算額	小学校1～3年生の入所者1人あたり	年額 36,000
	小学校4～6年生の入所者1人あたり	年額 18,000
家賃加算額(月額)	家賃とは、学童クラブを運営するために必要な土地、建物、共益費の合計額とする。 1 月額家賃が50,000円以下の場合 家賃全額を加算する。 2 月額家賃が50,000円を超える場合 50,000円+(50,000円を超えた金額×1/2)とし、月額80,000円を限度とする。	
利用料減免加算額	母子・父子家庭、兄弟姉妹同時利用者などで、利用料の減免を行っている場合に、その年間減免相当額を加算する。	
指導員健康診断費加算額	指導員1人あたり	年額 7,800
研修費加算額	1学童クラブあたり	年額 30,000